

サービス付き高齢者向け住宅における 共同して利用する部分の規模及び構造等の運用方針について

富山市では、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通令省第2号）（以下「省令」という。）第8条及び第9条の基準について、次のとおり運用しています。

1 省令第8条（規模関係）について

ア 高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所（ミニキッチンを含む。）及び浴室等があること。ただし、居間と食堂はかねることができる。

イ アの食堂において、居住する高齢者全員が同時に利用できるものであること。

ウ アの共同利用部分の面積の合計が、各住居専用部分の床面積と25㎡の差の合計を上回っていること。

※共同利用面積には収納設備、ランドリー、居住者用の共同トイレ等は含むが、共用階段、共用廊下、エレベータ等は含まない。

2 省令第9条（構造及び設備関係）について

ア 台所

(1)対象住戸と同一階にあること。ただし、エレベータで連絡されている複数の階は同一階とみなす。

(2)対象住戸の規模及び戸数に応じた適切なものであること。ただし、「共同利用の場合」にあつては、一あれば足りる。

イ 収納設備

(1)対象住戸と同一階にあること。ただし、エレベータで連絡されている複数の階は同一階とみなす。

(2)対象住戸の規模及び戸数に応じた適切なものであること。

ウ 浴室

(1)対象住戸と同一階にあること。ただし、エレベータで連絡されている複数の階は同一階とみなす。

(2)浴室には浴槽を備え、対象住戸の規模及び戸数に応じた適切なものとし、対象住戸に居住する高齢者の1割以上が同時に利用できること。

※同時に複数人が利用する場合には、浴槽や洗い場の規模、シャワー設備の設置数に配慮し、上記と同等の利用が可能であること。